

第125期 定時株主総会 株主総会資料（交付書面）

目次

事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	P. 1
2. 会社の株式に関する事項	P. 5
3. 会社役員に関する事項	P. 6
4. 会計監査人の状況	P.10
5. 業務の適正を確保するための体制	P.11
連結計算書類	
連結貸借対照表	P.15
連結損益計算書	P.16
計算書類	
貸借対照表	P.17
損益計算書	P.18
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	P.19
会計監査人の会計監査報告	P.21
監査役会の監査報告	P.23

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

- 事業報告**
「会社の新株予約権等に関する事項」
- 連結計算書類**
「連結資本勘定計算書」「連結注記表」
- 計算書類**
「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当社ウェブサイト
<https://global.canon/ja/ir/share/meeting.html>



「第125期定時株主総会招集ご通知」と本書をあわせて、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項記載書面としています。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資の状況

当社グループにおいて当期中に実施しました設備投資の総額は、2,117億円(うち当社852億円)であり、主要なものは次のとおりであります。

当期中に完成した主要設備

キャノン株式会社

宇都宮光学機器事業所 工場棟新設
(インダストリアルビジネスユニット)
所在地／栃木県宇都宮市

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第121期 2021.1.1～2021.12.31	第122期 2022.1.1～2022.12.31	第123期 2023.1.1～2023.12.31	第124期 2024.1.1～2024.12.31	第125期 2025.1.1～2025.12.31
売上高(億円)	35,134	40,314	41,810	45,098	46,247
営業利益(億円)	2,819	3,534	3,754	2,798	4,554
当社株主に帰属する当期純利益(億円)	2,147	2,440	2,645	1,600	3,321
基本的1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益(円)	205.35	236.71	264.20	165.53	367.48
総資産(億円)	47,509	50,955	54,166	57,662	61,350
株主資本(億円)	28,738	31,131	33,530	33,803	34,918

注1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しております。
2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、普通株式の期中加重平均株式数に基づき算出しております。

(3) 主要な事業内容

当社グループは次の製品の開発、製造、販売をいたしております。

部門	主要製品
プリンティング ビジネスユニット	デジタル連帳プリンター、デジタルカットシートプリンター、大判プリンター、オフィス向け複合機、ドキュメントソリューション、レーザー複合機、レーザープリンター、インクジェットプリンター、イメージスキャナー、電卓
メディカル ビジネスユニット	CT装置、超音波診断装置、X線診断装置、MRI装置、デジタルラジオグラフィ、眼科機器、体外診断システム及び試薬、ヘルスケアITソリューション
イメージング ビジネスユニット	レンズ交換式デジタルカメラ、交換レンズ、コンパクトデジタルカメラ、コンパクトフォトプリンター、MRシステム、ネットワークカメラ、ビデオ管理ソフトウェア、映像解析ソフトウェア、デジタルビデオカメラ、デジタルシネマカメラ、放送機器
インダストリアル ビジネスユニット	半導体露光装置、FPD露光装置、有機ELディスプレイ製造装置、真空薄膜形成装置、ダイボンダー
その他	ハンディターミナル、ドキュメントスキャナー

(4) 従業員の状況

連 結		(部門別内訳)				
従業員数	前期末比増減	プリンティング ビジネスユニット	メディカル ビジネスユニット	イメージング ビジネスユニット	インダストリアル ビジネスユニット	その他及び全社
165,547名	4,793名減	105,938名	13,347名	26,367名	7,757名	12,138名

単 独	
従業員数	前期末比増減
22,921名	536名減

(5) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	4,000億円
株式会社みずほ銀行	2,200億円
株式会社三菱UFJ銀行	750億円
株式会社三井住友銀行	750億円

注. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

(6) 重要な子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	73,303 (百万円)	52.1	事務機、カメラ等の国内販売
キヤノン電子株式会社	4,969 (百万円)	55.1	情報関連機器、カメラ用精密機構ユニットの製造販売
大分キヤノン株式会社	80 (百万円)	100.0	カメラの製造
Canon U.S.A., Inc.	204,355 (千米ドル)	100.0	事務機、カメラ等の米州地域販売
Canon Europa N.V.	360,021 (千ユーロ)	100.0	事務機、カメラ等の欧州地域販売
Canon Singapore Pte. Ltd.	7,000 (千シンガポールドル)	100.0	事務機、カメラ等の東南アジア地域販売
Canon Vietnam Co., Ltd.	94,000 (千米ドル)	100.0	インクジェットプリンター、レーザープリンターの製造
キヤノンメディカルシステムズ株式会社	20,700 (百万円)	100.0	医療用機器の開発、製造、販売
Canon Medical Systems USA, Inc.	262,250 (千米ドル)	100.0	医療用機器の米国地域販売

注1. キヤノンマーケティングジャパン株式会社における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数を合わせて算出しております。また、Canon Europa N.V.およびCanon Medical Systems USA, Inc.における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数によるものであります。

2. 当期末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称: キヤノンメディカルシステムズ株式会社

特定完全子会社の住所: 栃木県大田原市下石上1385番地

当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額: 658,304百万円

当社の総資産額: 2,980,493百万円

企業結合等の状況

当期末日における連結子会社は321社、持分法適用関連会社は8社であります。

(7) 主要拠点

国内の主要拠点

キヤノン株式会社

本社(東京都)
矢向事業所(神奈川県)
川崎事業所(神奈川県)
玉川事業所(神奈川県)
小杉事業所(神奈川県)
平塚事業所(神奈川県)
綾瀬事業所(神奈川県)
富士裾野リサーチパーク(静岡県)
宇都宮事業所(栃木県)
取手事業所(茨城県)
阿見事業所(茨城県)
大分事業所(大分県)

開発・生産・販売会社

キヤノン電子株式会社(埼玉県)
キヤノンファインテックニスカ株式会社(埼玉県)
キヤノンプレジジョン株式会社(青森県)
キヤノン・コンポーネンツ株式会社(埼玉県)
キヤノンアネルバ株式会社(神奈川県)
キヤノンマシナリー株式会社(滋賀県)
キヤノントック株式会社(新潟県)
キヤノンメディカルシステムズ株式会社(栃木県)
キヤノンセミコンダクターエキップメント株式会社(茨城県)

生産会社

大分キヤノン株式会社(大分県)
長崎キヤノン株式会社(長崎県)
キヤノン化成株式会社(茨城県)
大分キヤノンマテリアル株式会社(大分県)
福島キヤノン株式会社(福島県)
長浜キヤノン株式会社(滋賀県)
宮崎キヤノン株式会社(宮崎県)

販売会社

キヤノンマーケティングジャパン株式会社(東京都)
キヤノンシステムアンドサポート株式会社(東京都)

開発会社

キヤノンITソリューションズ株式会社(東京都)

海外の主要拠点

米州

販売会社

Canon U.S.A., Inc.(米国)
 Canon Canada Inc.(カナダ)
 Canon Mexicana, S.de R.L. de C.V.(メキシコ)
 Canon do Brasil Indústria e Comércio Ltda.(ブラジル)
 Canon Medical Systems USA, Inc.(米国)

生産会社

Canon Virginia, Inc.(米国)

開発会社

Canon Nanotechnologies, Inc.(米国)

欧州・中近東・アフリカ

販売会社

Canon Europa N.V.(オランダ)
 Canon Europe Ltd.(英国)
 Canon (UK) Ltd.(英国)
 Canon France S.A.S.(フランス)
 Canon Deutschland GmbH(ドイツ)
 Canon Middle East FZ-LLC(アラブ首長国連邦)
 Canon South Africa (Pty) Ltd.(南アフリカ)
 Milestone Systems A/S(デンマーク)

生産会社

Canon Bretagne S.A.S.(フランス)
 Canon Production Printing Netherlands B.V.(オランダ)

開発会社

Canon Research Centre France S.A.S.(フランス)

開発・生産・販売会社

Axis Communications AB(スウェーデン)

アジア・オセアニア

販売会社

キヤノン(中国)有限公司(中国)
 キヤノン香港有限公司(香港)
 Canon Singapore Pte. Ltd.(シンガポール)
 Canon India Pvt. Ltd.(インド)
 Canon Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)

生産会社

キヤノン大連事務機有限公司(中国)
 キヤノン(蘇州)有限公司(中国)
 台湾キヤノン股份有限公司(台湾)
 Canon Hi-Tech (Thailand) Ltd.(タイ)
 Canon Prachinburi (Thailand) Ltd.(タイ)
 Canon Vietnam Co., Ltd.(ベトナム)
 Canon Opto (Malaysia) Sdn.Bhd.(マレーシア)
 Canon Business Machines (Philippines), Inc.(フィリピン)

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社は、2025年11月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるキヤノン電子株式会社の株式を公開買付けによって取得することを決議し、同年12月1日から2026年1月19日の期間で公開買付けを実施しました。その結果、同社に対する当社の株券等所有割合は87.94%となり、当社は、引き続き、同社を当社の完全子会社とするための一連の手続きを実施することを予定しています。
- ②当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるキヤノンメディカルシステムズ株式会社が営む事業のうち、日本国内の販売、修理および保守を除く全ての事業を吸収分割により承継することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結しました。当該吸収分割の効力発生日は、2026年4月1日の予定です。

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 3,000,000,000株

発行済株式総数、資本金、株主数

区分	前期末現在	当期中の増減	当期末現在
発行済株式総数	1,333,763,464株	0株	1,333,763,464株
資本金	174,761,797,475円	0円	174,761,797,475円
株主数	349,034名	9,032名増	358,066名

所有者別の株式保有比率



大株主(10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	154,586	17.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	54,001	6.1
株式会社みずほ銀行	22,558	2.6
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	13,058	1.5
SMBC日興証券株式会社	12,750	1.5
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	12,395	1.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	12,193	1.4
第一生命保険株式会社	12,120	1.4
JPモルガン証券株式会社	11,981	1.4
キャノングループ社員持株会	10,622	1.2

注1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(455,138千株)を控除して算出しております。
2. 第一生命保険株式会社は、上記のほか、当社株式6,180千株を退職給付信託に係る信託財産として設定しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	御手洗 富士夫	CEO 株式会社読売新聞グループ本社監査役
代表取締役副社長	田 中 稔 三	CFO、渉外本部長、サステナビリティ推進本部長、コーポレートガバナンス推進室長
代表取締役副社長	本 間 利 夫	CTO、プリンティンググループ管掌、デジタルプリンティング事業本部長
取締役副社長	小 川 一 登	グローバル販売戦略推進本部長
専務取締役	武 石 洋 明	インダストリアルグループ管掌、光学機器事業本部長
専務取締役	浅 田 稔	経理本部長、PSI適正化プロジェクトチーフ 株式会社オハラ社外監査役
取締役	川 村 雄 介	DM三井製糖株式会社社外取締役(監査等委員)、一般社団法人グローバル政策研究所代表理事、東洋アルミニウム株式会社社外取締役、株式会社商工組合中央金庫社外取締役(監査等委員)
取締役	池 上 政 幸	弁護士
取締役	鈴 木 正 規	株式会社FPパートナー社外取締役、株式会社オオバ社外取締役、 阪急阪神不動産株式会社取締役(非常勤)
取締役	伊 藤 明 子	伊藤忠商事株式会社社外取締役
常勤監査役	岡 山 知 弘	
常勤監査役	森 川 剛 志	
監査役	田 中 豊	弁護士、金融庁法令等遵守調査室室長
監査役	榎 本 浩 一	
監査役	重 富 由 香	公認会計士、九州電力株式会社社外取締役(監査等委員)、 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所シニアアドバイザー

- 注1. 監査役 森川剛志および重富由香の両氏は、2025年3月28日開催の第124期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役 旗持秀也氏は、2025年3月28日開催の第124期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 取締役 川村雄介、池上政幸、鈴木正規および伊藤明子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は、かかる各氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。
4. 監査役 田中豊、榎本浩一および重富由香の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は、かかる各氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。
5. 監査役 重富由香氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担をしております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4)取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額(百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		金銭報酬等		非金銭報酬等	
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬型 ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	6	946	581	199	1,726
社外取締役	4	96	—	—	96
取締役合計	10	1,042	581	199	1,822
監査役(社外監査役を除く)	3	43	—	—	43
社外監査役	4	50	—	—	50
監査役合計	7	93	—	—	93

注1. 上記監査役および社外監査役の員数には、2025年3月28日開催の第124期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名および社外監査役1名がそれぞれ含まれております。

2. 賞与は、当期の取締役賞与引当額を記載しており、2026年3月27日開催予定の第125期定時株主総会において、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の賞与支給予定額に同じです。

3. 株式報酬型ストックオプションは、当期の費用計上額を記載しております。

4. 業績連動報酬は、連結税引前当期純利益を業績指標に用いることとしております。これは、グループ全体の年間の企業活動の成果を表す数値として適切と考えるためであります。当該業績連動報酬の額は、下記④(b)に記載するところから従って算定されます。上記業績連動報酬の算定に用いた業績指標の実績は、4,821億円であります。

②非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容および主な行使条件等は④(b)ア(i)＜株式報酬型ストックオプション＞に記載のとおりです。当期中に社外取締役を除く取締役6名に対し、新株予約権538個(普通株式 53,800株)を交付いたしました。

③役員の報酬等についての株主総会の決議

株主総会	決議の内容／当該決議に係る役員の数(株主総会終結時の員数)
第103期定時株主総会(2004年3月30日開催)	監査役の報酬総額を「年額2億円以内」と決議／4名(うち社外監査役2名)
第112期定時株主総会(2013年3月28日開催)	取締役の報酬総額を「年額18億円以内」と決議／21名
第117期定時株主総会(2018年3月29日開催)	上記取締役の報酬総額のうち「年額3億円以内」を、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の総額とすることを決議／5名(社外取締役を除く)
第120期定時株主総会(2021年3月30日開催)	取締役に對し付与する株式報酬型ストックオプションの内容を決議／3名(社外取締役を除く)
第123期定時株主総会(2024年3月28日開催)	取締役に對し付与する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の総額「年額3億円以内」を「年額4億円以内」とすること等を決議／6名(社外取締役を除く)

④「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社は、取締役会において、「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外役員を中心に構成される「指名・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けており、また、今後方針の見直しが必要と認められる場合には、同様の手続に従うものいたします。

(b) 決定方針の内容の概要

ア. 各報酬制度の内容

(i) 代表取締役・業務執行取締役

取締役の報酬は、次の「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」によって構成されます。

<基本報酬>

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献度に応じた所定の額とし、その総額は、株主総会の承認を得た額以内としております。(ただし、社外取締役を含むすべての取締役の基本報酬の総額。)

<賞与>

取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で年1回支給する金銭報酬です。グループ全体の年間の企業活動の成果である「連結税引前当期純利益」を指標とし、この利益の額に当該取締役の役位に応じた所定の係数を乗じた額と役割貢献度に応じた個人別査定額を合計して算出いたします。賞与は、その支給の可否および上記により算出した支給額の合計について毎年の株主総会に諮ります。

<株式報酬型ストックオプション>

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役のより一層の動機づけとなることを期待し、年1回、当社株式の新株予約権を付与するものです。当該新株予約権の総額は、株主総会の承認を得た額以内とし、当該新株予約権の付与数は、役位ならびに前事業年度の「連結税引前当期純利益」および役割貢献度に応じて定められる額(当該新株予約権と引換えにする払込みに充てるために取締役に付与する金銭報酬債権の額)と付与時の株価水準を基に算出した数としております。在任期間を通しての成果に対する報酬との考えから退職の時に権利行使できる仕組みとしております。

基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションの構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本としつつ、単年度業績の向上および株主利益の追求にも配慮し、取締役の報酬全体に占める基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションの割合をそれぞれ概ね5割、3割、2割程度となるよう設計しております。

(ii) 社外取締役

業務執行から独立した立場で職務に当たる社外取締役の報酬は、「基本報酬」、すなわち、職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬のみで構成されます。

イ. 報酬決定プロセス

代表取締役CFO、独立社外取締役4名および独立社外監査役1名から成る「指名・報酬委員会」において、報酬制度の妥当性を検証し、取締役会に対し、意見を答申することとします。個々の取締役に対する報酬の額・内容(基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬型ストックオプションの付与数)は、代表取締役CEOが上記に記載したところに従って所定の基準に基づき決定するものとし、決定に際しては、取締役会への付議前にその案を「指名・報酬委員会」に提示して確認を受けるものとします。なお、賞与については、上記のとおり、都度、支給の可否、支給額の合計について株主総会に諮ります。

(c) 当期に係る取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個々の取締役に対する報酬の額・内容(基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬型ストックオプションの付与数)は、上記決定方針に従って決定されており、決定に際しては事前に「指名・報酬委員会」の確認を受けていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別報酬の内容の決定についての委任に関する事項

委任を受けた者	代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫
委任された権限の内容および権限が適切に行使されるようにするために講じた措置	上記④(c)記載のとおり
委任の理由	取締役の報酬は、決定方針に沿ったうえ、当社の経営および各取締役の職務執行の状況を的確に理解した者が行う評価に基づき決定されるべきものであり、上記受任者はかかる評価を最も適切に行うことができると認められるため

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼任の職務	当社との関係
川 村 雄 介	DM三井製糖株式会社	社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
	一般社団法人グローカル政策研究所	代表理事	特別の関係はありません。
	東洋アルミニウム株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
	株式会社商工組合中央金庫	社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
鈴 木 正 規	株式会社FPパートナー	社外取締役	特別の関係はありません。
	株式会社オオバ	社外取締役	特別の関係はありません。
	阪急阪神不動産株式会社	取締役（非常勤）	特別の関係はありません。
伊 藤 明 子	伊藤忠商事株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
田 中 豊	金融庁	法令等遵守調査室室長	特別の関係はありません。
重 富 由 香	九州電力株式会社	社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
	アーンスト・アンド・ヤング香港事務所	シニアアドバイザー	特別の関係はありません。

主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 川 村 雄 介	当期開催された10回の取締役会すべてに出席し、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家としての経験と見識に基づき、投資戦略やESGに関する事項を中心に、適宜発言を行っております。
社外取締役 池 上 政 幸	当期開催された10回の取締役会すべてに出席し、法曹界における経験と見識に基づき、内部統制やコンプライアンスに関する事項を中心に、適宜発言を行っております。
社外取締役 鈴 木 正 規	当期開催された10回の取締役会すべてに出席し、財務・金融や環境分野における豊富な見識に基づき、事業運営上のリスクに関する事項を中心に、適宜発言を行っております。
社外取締役 伊 藤 明 子	当期開催された10回の取締役会すべてに出席し、消費者保護の其他人々の暮らしに関わる豊富な政策関与経験等に基づき、事業運営上のリスクに関する事項を中心に、適宜発言を行っております。
社外監査役 田 中 豊	当期開催された10回の取締役会すべて、18回の監査役会すべてに出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 樫 本 浩 一	当期開催された10回の取締役会すべて、18回の監査役会すべてに出席し、経営管理に関わる見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 重 富 由 香	2025年3月の就任後に開催された7回の取締役会すべて、12回の監査役会すべてに出席し、企業会計の専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	579百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,227百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務の対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Canon U.S.A., Inc.、Canon Singapore Pte. Ltd.およびCanon Medical Systems USA, Inc.は各国のDeloitte & Touche LLP、Canon Europa N.V.はDeloitte Accountants B.V.、Canon Vietnam Co., Ltd.はDeloitte Vietnam Company Limitedの監査を受けております。

4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、前期の監査計画とその実施状況および当期の監査計画を確認し必要に応じて説明を求めることにより当期の報酬見積りの相当性等を確認しております。その結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針	【基本方針の決議の内容】 当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、創立当初からの行動指針である「三自の精神(自発・自治・自覚)」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社CEOおよび各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キャノングループ全体の「経営の透明性」を確保する。
1. コンプライアンス体制 (会社法第362条第4項第6号、 会社法施行規則 第100条第1項第4号)	【基本方針の決議の内容】 ①取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づきキャノングループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員(以下「取締役等」)の業務の執行状況につき報告を受ける。 ②業務遂行にあたり守るべき規準として取締役会が定める「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。 ③リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備する。 ④内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。 ⑤従業員は、キャノングループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。 【運用状況の概要】 ①当期は取締役会を10回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。 ②「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する機会(「コンプライアンス週間」)を設けました。 ③下記2【運用状況の概要】①のとおりであります。 ④内部監査部門は、約60名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性等につき、各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行ったうえで、監査結果をCEO、CFOに報告しております。また、社外取締役、監査役および監査役会にも監査結果の概要を定期的に報告しております。 ⑤社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度に関する規程およびその利用ルールを周知しております。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則 第100条第1項第2号)	【基本方針の決議の内容】 ①取締役会が定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、CEO直轄の審議体としてリスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キヤノングループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案し、CEOおよび取締役会の承認を得る。また、同委員会は、事業部門、子会社等の各組織によるリスクマネジメント体制の自律的な整備・運用の状況を評価し、CEOおよび取締役会に報告する。 ②取締役会が定める「経営戦略会議規程」に基づき経営戦略会議を設け、取締役会付議に至らない案件(CEO決裁案件)であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。 【運用状況の概要】 ①リスクマネジメント委員会には、財務報告の信頼性確保のための体制整備を担当する「財務リスク分科会」、企業倫理や主要法令の遵守体制の整備を担当する「コンプライアンス分科会」、事業運営上のリスク全般の管理体制の整備を担当する「事業リスク分科会」の三分科会が設置されており、それぞれ、2025年度の各組織によるリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価いたしました。その結果、重大な不備は認められず、同委員会はその旨をCEOおよび取締役会に報告いたしました。 ②当期、経営戦略会議を8回開催いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および常勤監査役も適宜出席し、意見を述べております。
3. 効率的な職務執行体制 (会社法施行規則 第100条第1項第3号)	【基本方針の決議の内容】 ①CEOおよび他の取締役等は、取締役会が定める分掌および職務権限に関する規程に基づき、CEOの指揮監督の下、分担して職務を執行する。 ②CEOは、5カ年の経営目標を定めた「グローバル優良企業グループ構想」および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、グループ一体となった経営を行う。 【運用状況の概要】 ①CEOおよび他の取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。CEO以外の代表取締役や執行役員が「プリンティング」、「メディカル」、「イメージング」、「インダストリアル」の4つの産業別グループや世界の各主要地域の販売を統括する販売子会社の責任者をそれぞれ務め、CEOの指揮監督下で分担して事業活動を行う体制をとっております。 ②CEOは、当社の取締役等および国内外主要子会社の執行責任者との緊密な議論をふまえて中期経営計画を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。

4. グループ管理体制 (会社法施行規則 第100条第1項第5号)	【基本方針の決議の内容】 当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、キャノングループの内部統制システムを整備する。 a) 当社取締役会が定める「グループ会社管理規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。 b) 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。 c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。 d) 「キャノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備すること。 e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。 【運用状況の概要】 a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行いました。 b) 上記2【基本方針の決議の内容】①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる子会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。 c) 各子会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。 d) 各子会社は、リスクマネジメント体制の整備・運用の評価プロセス(上記2【運用状況の概要】①)においてコンプライアンス体制の点検を実施したほか、必要に応じ、研修等を通じたコンプライアンス風土の醸成を図っております。 e) 各子会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。
5. 情報の保存および管理体制 (会社法施行規則 第100条第1項第1号)	【基本方針の決議の内容】 取締役会議事録およびCEOその他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを閲覧できることとする。 【運用状況の概要】 取締役、監査役および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営戦略会議議事録やCEO決裁書等の記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。

6. 監査役監査体制 (会社法施行規則 第100条第3項)

【基本方針の決議の内容】

- ①監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置する。この監査役室は、取締役等の指揮命令から独立した組織とし、専任従業員の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとする。
- ②監査役は、取締役会のみならず、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会等の社内の重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ③人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
- ④監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
- ⑤監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、国内外の主要な子会社を分担して監査し、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ⑥当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、子会社にも不利な取扱いの禁止を求める。
- ⑦監査役会は、当社および子会社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時の監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に依る。

【運用状況の概要】

- ①取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置しております。
- ②社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、常勤監査役は全ての経営戦略会議およびリスクマネジメント委員会に出席し、取締役等の業務の執行状況を確認しております。
- ③監査役および監査役会は、内部監査部門から、定期的にその監査結果の報告を受けております。また、常勤監査役は、本社管理部門の責任者から、定期的に業務の執行状況の報告を受けております。
- ④監査役は、月1回以上、会計監査人から監査の状況について報告を受けるとともに、法令に基づく事業年度の監査結果についての報告を受けております。
- ⑤監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行っております。また、子会社の監査の際には、子会社取締役から報告を受けるほか、子会社監査役と情報交換を行い、子会社の取締役等の業務の執行状況を確認しております。
- ⑥当社および子会社に対し、監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しております。
- ⑦当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

連結計算書類

連結貸借対照表 2025年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
資産の部		
流動資産	2,617,021	2,450,083
現金及び現金同等物	585,981	501,565
短期投資	32,446	4,775
売上債権	733,809	705,591
棚卸資産	840,445	841,836
短期リース債権	175,798	167,612
前払費用及びその他の流動資産	265,266	245,665
信用損失引当金	△16,724	△16,961
固定資産	3,518,023	3,316,163
長期債権	45,743	29,614
投資	103,602	113,241
有形固定資産	1,190,682	1,147,380
オペレーティングリース使用権資産	126,997	136,717
無形固定資産	259,661	275,391
のれん	985,806	915,258
長期リース債権	365,734	363,749
前払退職及び年金費用	336,986	209,123
その他の資産	107,916	130,446
信用損失引当金	△5,104	△4,756
資産合計	6,135,044	5,766,246

科目	当期	前期(ご参考)
負債の部		
流動負債	1,704,060	1,546,306
短期借入金及び1年以内に返済する長期債務合計	511,139	318,330
金融サービスに係る短期借入金	38,100	40,400
その他の短期借入金及び1年以内に返済する長期債務	473,039	277,930
買入債務	310,832	350,128
未払法人税等	65,550	78,438
未払費用	474,052	433,329
短期オペレーティングリース負債	43,096	41,876
その他の流動負債	299,391	324,205
固定負債	656,856	574,889
長期債務	304,970	205,075
未払退職及び年金費用	149,503	166,153
長期オペレーティングリース負債	86,954	98,219
その他の固定負債	115,429	105,442
負債合計	2,360,916	2,121,195
純資産の部		
株主資本	3,491,808	3,380,273
資本金	174,762	174,762
(発行可能株式総数)(単位:株)	(3,000,000,000)	(3,000,000,000)
(発行済株式総数)(単位:株)	(1,333,763,464)	(1,333,763,464)
資本剰余金	408,920	412,287
利益剰余金合計	4,064,922	3,880,561
利益準備金	62,382	61,893
その他の利益剰余金	4,002,540	3,818,668
その他の包括利益(損失)累計額	701,248	470,897
自己株式	△1,858,044	△1,558,234
(自己株式数)(単位:株)	(455,138,571)	(389,771,598)
非支配持分	282,320	264,778
純資産合計	3,774,128	3,645,051
負債及び純資産合計	6,135,044	5,766,246

連結損益計算書 2025年1月1日から2025年12月31日まで(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	4,624,727	4,509,821
売上原価	2,462,772	2,366,726
売上総利益	2,161,955	2,143,095
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,367,277	1,360,893
研究開発費	339,288	337,348
のれんの減損損失	－	165,100
合計	1,706,565	1,863,341
営業利益	455,390	279,754
営業外収益及び費用		
受取利息及び配当金	14,907	15,602
支払利息	△7,305	△3,745
その他－純額	19,067	9,550
合計	26,669	21,407
税引前当期純利益	482,059	301,161
法人税等	123,906	118,287
非支配持分控除前当期純利益	358,153	182,874
非支配持分帰属損益	26,100	22,849
当社株主に帰属する当期純利益	332,053	160,025

連結貸借対照表について		
〈連結貸借対照表に関する注記〉		
1. 有形固定資産の減価償却累計額		3,304,002百万円
2. その他の包括利益(損失)累計額には、為替換算調整額、未実現有価証券評価損益、金融派生商品損益、年金債務調整額が含まれております。		
3. 銀行借入等に対する保証債務		2,349百万円
〈1株当たり情報に関する注記〉		
1株当たり株主資本		3,974.81円
連結損益計算書について		
〈1株当たり情報に関する注記〉		
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益		
基本的		367.48円
希薄化後		367.25円

計算書類

貸借対照表 2025年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
資産の部		
流動資産	701,161	736,777
現金及び預金	20,517	44,670
受取手形	5,390	7,538
売掛金	304,943	282,137
製品	88,576	90,868
仕掛品	103,162	112,909
原材料及び貯蔵品	9,631	10,050
短期貸付金	87,240	80,567
その他	81,832	108,168
貸倒引当金	△130	△130
固定資産	2,279,332	2,290,213
有形固定資産	573,983	568,493
建物及び構築物	319,752	290,643
機械及び装置	58,018	55,083
車両運搬具	241	233
工具、器具及び備品	13,176	12,412
土地	148,915	150,227
建設仮勘定	33,881	59,895
無形固定資産	19,454	19,983
ソフトウェア	15,154	14,855
のれん	3,326	3,636
その他	974	1,492
投資その他の資産	1,685,895	1,701,737
投資有価証券	11,510	10,885
関係会社株式	1,526,523	1,562,850
関係会社出資金	37,453	37,453
長期前払費用	8,542	11,986
前払年金費用	26,620	8,021
繰延税金資産	65,740	65,038
その他	9,590	5,591
貸倒引当金	△83	△87
資産合計	2,980,493	3,026,990

科目	当期	前期(ご参考)
負債の部		
流動負債	1,133,747	1,093,669
支払手形	—	31
電子記録債務	9,215	25,666
買掛金	334,312	333,252
短期借入金	627,399	540,545
未払金	41,266	52,572
未払費用	43,619	40,799
未払法人税等	31,867	39,330
預り金	9,053	10,082
製品保証引当金	5,069	5,232
賞与引当金	6,252	5,689
役員賞与引当金	581	543
その他	25,114	39,928
固定負債	314,954	216,932
長期借入金	300,000	200,000
退職給付引当金	11,220	14,062
環境対策引当金	650	681
永年勤続慰労引当金	1,117	1,109
その他	1,967	1,080
負債合計	1,448,701	1,310,601
純資産の部		
株主資本	1,523,975	1,709,420
資本金	174,762	174,762
資本剰余金	306,288	306,288
資本準備金	306,288	306,288
利益剰余金	2,900,953	2,786,589
利益準備金	22,114	22,114
その他利益剰余金	2,878,839	2,764,475
固定資産圧縮積立金	2,934	3,069
別途積立金	1,249,928	1,249,928
繰越利益剰余金	1,625,977	1,511,478
自己株式	△1,858,028	△1,558,219
評価・換算差額等	6,181	5,715
その他有価証券評価差額金	6,437	6,000
繰延ヘッジ損益	△256	△285
新株予約権	1,636	1,254
純資産合計	1,531,792	1,716,389
負債及び純資産合計	2,980,493	3,026,990

損益計算書 2025年1月1日から2025年12月31日まで (単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	1,837,606	1,886,031
売上原価	1,292,893	1,303,472
売上総利益	544,713	582,559
販売費及び一般管理費	366,526	362,338
営業利益	178,187	220,221
営業外収益	181,506	291,698
受取利息	1,262	1,501
受取配当金	149,623	262,626
受取賃貸料	20,794	18,730
雑収入	9,827	8,841
営業外費用	35,390	46,461
支払利息	9,543	6,391
貸与資産減価償却費	16,489	15,079
為替差損	4,387	19,517
雑損失	4,971	5,474
経常利益	324,303	465,458
特別利益	25,096	60,275
固定資産売却益	25,068	124
投資有価証券売却益	28	2
関係会社株式売却益	－	60,149
特別損失	37,431	1,678
固定資産除売却損	2,312	772
減損損失	1,727	－
投資有価証券売却損	2	－
投資有価証券評価損	－	906
関係会社株式評価損	33,390	－
税引前当期純利益	311,968	524,055
法人税、住民税及び事業税	50,819	57,102
法人税等調整額	△906	△2,130
当期純利益	262,055	469,083

貸借対照表について		
〈貸借対照表に関する注記〉		
1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,705,866百万円
2. 保証債務高		
従業員 住宅資金銀行借入		69百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務		
金銭債権		430,899百万円
金銭債務		484,796百万円
4. 退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額		
	年金資産控除前 退職給付引当金	退職給付信託に おける年金資産額
退職一時金制度	45,837百万円	34,616百万円
企業年金基金制度	87,779百万円	114,399百万円
〈1株当たり情報に関する注記〉		
1株当たり純資産額		1,741.54円
損益計算書について		
〈損益計算書に関する注記〉		
関係会社との取引高		
売上高		1,638,004百万円
仕入高		1,214,102百万円
営業取引以外の取引高		184,862百万円
〈1株当たり情報に関する注記〉		
1株当たり当期純利益		289.97円

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月9日

キャノン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重	秀一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木	秀明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井	雅佳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャノン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、キャノン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、

米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月9日

キャノン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重	秀一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木	秀明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井	雅佳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャノン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とテレビ会議システム又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等からその構築及び運用状況について必要に応じて報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月10日

キヤノン株式会社 監査役会

常勤監査役	岡山 知 弘 ⑩
常勤監査役	森 川 剛 志 ⑩
監査役	田 中 豊 ⑩
監査役	樫 本 浩 一 ⑩
監査役	重 富 由 香 ⑩

(注) 監査役田中豊、監査役樫本浩一及び監査役重富由香は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

Canon